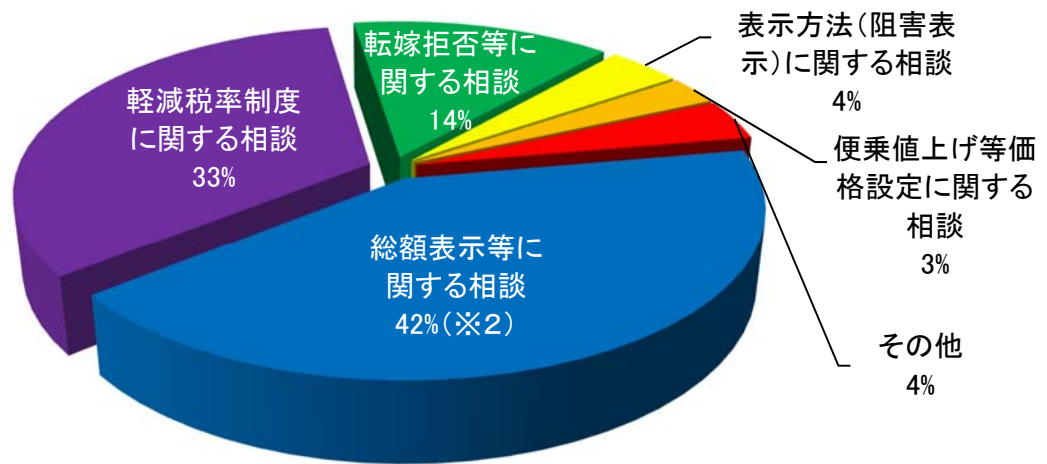


## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの令和元年6月(6/1～6/30)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

6月の相談件数：電話 448 件、メール 59 件  
【相談内容(全 507 件)の内訳(※1)】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 来年4月に入学する子供のためにランドセルを注文したところ、代金は消費税を10%で計算した金額となっていました。ランドセルの引渡しは来年3月になるのですが、消費税率は10%となるのでしょうか。

A. 消費税の適用税率の判定は、その資産の譲渡等がいつ行われたかにより行うこととなります。そして、ご質問の取引がランドセル(棚卸資産)の譲渡であるとすれば、その引渡しのあった日が資産の譲渡を行った日となります。

したがって、施行日(令和元年10月1日)の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等であっても、ご質問のようにその引渡しが施行日以後に行われる場合には、新税率(10%)が適用されることとなります。

#### ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 当方(買手)が委託契約を結んでいる取引先事業者(売手)から、令和元年10月の消費税率引上げ以降

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は3件

※2 うち総額表示に関する相談が8.5%、消費税一般に関する相談が91.5%

も現在の契約金額のまま価格を据え置きとしたい旨の申出があれば、問題となることはありませんか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったとき」として問題となります。

消費税率引上げ後も現在の契約金額を据え置くことについて、特定供給事業者(売手)からの申出があった場合であっても、合理的な理由がない限り「買ったとき」として問題となります。

消費税転嫁対策特別措置法上の買ったときとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合や特定事業者からの大量発注等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合などです。

## ○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. 今後の消費税率引上げを見越して、新税率適用後の税込価格を端数処理することで切りの良い価格に値上げしようと考えているが、便乗値上げに当たるか。

A. 個々の商品などの価格は、自由競争の下で市場条件を反映して決定されるものであり、経営判断に基づく自由な価格設定を妨げるものではありません。そのため、原材料価格の上昇など合理的な理由に基づき値上げを行うことは、便乗値上げではありません。また、端数処理において、取引慣行や利用者の便宜等を考慮し 10 円単位等で商品やサービスの税込価格を設定する場合、あるものについては 2%を超える値上げを行いつつ、あるものについては価格を据え置くなど、事業全体として税率変更に見合うように価格設定を行うことも合理的な理由の一つであるため、便乗値上げに当たりません。なお、通常のタイミングで値上げを行う場合と同様に、消費者から問われた際は、値上げの要因について丁寧に説明できるようにしていただければと思います。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 当社は、軽減税率の対象品目を販売していませんが、軽減税率制度の実施に伴い、令和元年 10 月から始まる区分記載請求書等保存方式の下では、当社が交付する請求書の記載事項に変更はあるのでしょうか。

A. 令和元年 10 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含まれます。)には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な記載事項として「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます。

ご質問のように、販売する商品が軽減税率の適用対象とならないもののみであれば、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は不要ですし、これまでと同様に課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)の記載があれば、結果として「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとなります。

したがって、令和元年 10 月から貴社が発行する請求書の記載事項に変更はありません。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610